

## 至誠会第二病院産後ケア事業ご利用時の注意点

至誠会第二病院は日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）は会計ができません。  
住民税課税世帯の方につきましては、以下のとおり、通常と会計方法が異なりますのでご  
注意ください。

◎ショートステイ利用日が日曜・祝日・年末年始のみになる方（※）につきましては利用期  
間中に会計ができません。そのため、「産後ケア事業クーポン券」・「せたがや子育て利用  
券」の利用の有無に関わらず入所時に保証金として10,000円を夜間休日窓口でお預か  
りし、後日入退院窓口にお越しいただき、会計をしていただく必要があります（原則10  
日以内）。

- ※（例1）日曜から月曜（祝日）や、土曜（祝日）から日曜の1泊2日利用  
（利用日のどこかに日曜、祝日以外の日が入れば会計可能）  
（例2）年末年始期間内でショートステイご利用の方

### 【後日の会計時の注意点】

- ・会計が可能な時間は平日8時半～16時 土曜8時半～12時となります。
  - ・保証金お預かり時に至誠会第二病院より発行する「預かり証」を必ずご持参ください。
  - ・「産後ケア事業クーポン券」・「せたがや子育て利用券」をお持ちの方は必ずご持参く  
ださい。
- （産後ケア事業初回利用の方については、会計時に「産後ケア事業クーポン券」の発行手  
続きを行っていただきお渡しいたします。）

予約が確定した方には、利用日の1～3日前頃に至誠会第二病院産婦人科スタッフより事前連  
絡させていただきます。